平成２２年（フ）第６６７号
兵庫県加古川市尾上町口里51番地の52
債務者　前田　浩三
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６７６号
兵庫県神崎郡福崎町馬田173番地１
債務者　針田　弘子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９０６号
広島市南区東雲本町１丁目２番31号
債務者　岡田　貴広
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４３号
広島県大竹市立戸３丁目12番48号
債務者　松本　和男
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０５号
広島市中区十日市町１丁目１番33―208号
債務者　内田　博子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２５号
広島県廿日市市宮園６丁目６番地20
債務者　小松　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６５号
広島市南区翠町３丁目７－２、住民票上の住所広島市南区西旭町12番11号
債務者　重本タネ子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５号
香川県坂出市京町３丁目７―27京町マンション801号、住民票上の住所香川県坂出市江尻町1647番地107
債務者　三好　静雄
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１２６号
香川県坂出市京町３丁目７―27京町マンション801号、住民票上の住所香川県坂出市江尻町1647番地107
債務者　三好トミ子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４３９号
愛媛県松山市小坂５丁目６番18号　アミューズハウス久保302号
債務者　立田　久美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３２５号
福岡県久留米市田主丸町田主丸455番地46
債務者　上野　一武
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３７号
福岡県久留米市東櫛原町1343番地　市営東櫛原町住宅９－６
債務者　前山良司子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５４２号
北九州市小倉北区浅野３丁目５番１号
債務者　矢冨　義昭
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８６７号
北九州市小倉北区高坊１丁目５番５―403号
債務者　岡勢　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８８４号
北九州市小倉北区今町１丁目２番１―105号
債務者　清家　正輝
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９３１号
北九州市八幡西区小鷺田町９番８―204号
債務者　河村　由紀（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９３５号
北九州市小倉北区泉台１丁目12番２号Ｂ棟504号
債務者　清水　久美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部